

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休日を  
かき  
替る  
日  
の  
翌  
日  
と  
す  
る)

## 目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を  
定める規則 (建築課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を  
改正する規則 (人事課)

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労政・能力開発課)

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則 (シ)  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県  
営住宅管理規則の一部を改正する規則 (建築課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規

則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正 (第一条関係)

1 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等に基づく知事の権限に属する

事務のうち、県営住宅及び特別県営住宅の入居者が同居の親族を残して死亡  
した場合等において当該親族が引き続き当該住宅に入居しようとするときの  
入居の承継の承認を部長専決事項とすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正 (第二条関係)

1 農林水産部(大規模活性化プロジェクト推進室、水産課及び漁港課を除く)  
関係の補助金について、新たに、一定の補助金の交付に関する知事の権限に  
属する事務を地方農林振興局長に委任することとした。

2 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等に基づく知事の権限に属する  
事務のうち、県営住宅及び特別県営住宅への入居時に同居を認められた親族  
以外の者を同居させようとするときの同居の承認を土木事務所に委任する  
こととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は公布の日から施行することとした。ただし、一並びに二の2及び  
3は平成六年九月一日から施行することとした。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の日額の引上げ (第四条関係)

基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
鳥取市の地域に 居住する者	三、六六〇円	三、七一〇円
鳥取市の地域以 外に居住する者	三、二七〇円	三、三二〇円
二十歳以 上の者	三、二七〇円	三、三二〇円
二十歳未 満の者	三、二七〇円	三、三二〇円

二 寄宿手当の月額引上げ(第七条関係)

寄宿手当の月額を一万二百円(現行九千九百円)に引き上げることとした。

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、平成六年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

一 職業訓練受講資金の月額を一万八千円(現行一万七千五百円)に引き上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正

1 同居の承認基準(新第六条の二関係)

同居の承認は、同居させようとする者が入居者の親族で、かつ、次のいずれにも該当しない場合に行うこととした。

(1) 入居者の収入が鳥取県営住宅の設置び管理に関する条例(以下「条例」という。)第五条第二号に規定する収入基準を超えているとき、又は同居承認の結果超えることとなるとき。

(2) 同居の承認の結果住宅が著しく過密な状態となるとき。

(3) 入居者が、三月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。

(4) その他同居の承認により県営住宅の管理に支障を来すおそれがあるとき。

2 入居の承継の承認基準(新第六条の三関係)

(一) 入居の承継の承認は、次のいずれかに該当する同居の親族に対して行うこととした。

(1) 入居者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 入居のとき、又は出生、婚姻若しくは養子縁組の事実発生のときから同居している者

(3) その他条例第九条の二の規定により同居の承認を受けた者で、当該同居の承認を受けた住宅を生活の本拠としているもの

(二) 入居の承継の承認は、(一)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、これを行わないこととした。

(1) 承認を受けようとする同居親族に係る同居の期間が一年未満のとき。

(2) 承認を受けようとする同居親族の収入が条例第十九条の二第一項に規定する額を超えるとき。

(3) 入居者が、三月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。

(4) その他入居の承継の承認により県営住宅の管理に支障を来すおそれがあるとき。

3 住宅管理人事務所の廃止等(第十八条、第十九条関係)

住宅管理人事務所を廃止するとともに、各書類の知事への提出は、住宅管理人を經由しなくてもよいものとすることとした。

4 県営住宅の家賃改定(別表関係)

(一) 新設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種別	住戸番号	戸数	家賃月額
福守第二団地	第一種県営住宅	一〇一号、一〇三号及び一〇四号の住宅	三	四二、四〇〇円
		一〇二号の住宅	一	三五、六〇〇円
		二〇一号、二〇三号、二〇四号、三〇一号、三〇三号及び三〇四号の住宅	六	四一、九〇〇円
		二〇二号及び三〇二号の住宅	二	三五、一〇〇円
		一〇五号から一〇八号までの住宅	四	三三、九〇〇円
	第二種県営住宅	二〇五号から二〇八号まで及び三〇五号から三〇八号までの住宅	八	三三、四〇〇円

(二) 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種別	戸数	家賃月額
手間第二団地	第二種県営住宅	二	一九、六〇〇円

5 様式の整備

同居について承認制が設けられたこと等に伴う所要の様式の整備を行うこととした。(様式第三号、様式第二十三号、第二十五号の二、様式第二十九号関係)

6 その他

その他 他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正  
特別県営住宅についても、一の1から3までと同様の措置を講ずることとした。(第三条関係)

三 施行期日

この規則は、平成六年九月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成六年七月鳥取県条例第二十四号)のうち第一条中別表第一の改正規定のうち福守団地に関する部分の施行期日は、平成六年九月一日とする。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十六号中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、同号(三)中「第二十一条の二第三項」を「第二十一条の二第四項」に改め、同号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 第九条の三第一項の規定による入居の承継の承認

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十六号の二中(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 第九条の三第一項の規定による入居の承継の承認

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「及び補助金の交付に関する各種の補助金要綱に基づく耕地課、農村整備課、林務課及び森林保全課関係の補助金に係る知事の権限に属する事務(鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)第四条の規定により地方農林振興局長に委任された事務に係る補助金以外の補助金に係る鳥取県補助金等交付規則及び各種の補助金要綱に基づく知事の権限並びに」を「に基づき知事の権限に属する事務のうち農林水産部(大規模活性化プロジェクト推進室、水産課及び漁港課を除く)関係の補助金(知事が別に定めるものに限る。)に係るもの」に改める。

別表第二土木事務所長の項第三十三号(三)中「第二項」を「第三項」に改め、同号中(三)を(三)とし、(九)から(二)までを一ずつ繰り下げ、同号(八)中「親族以外の者の同居又は」を削り、同号中(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 第九条の二第一項の規定による同居の承認

別表第二土木事務所長の項第三十三号の(二)中ヌをルとし、リをヌとし、同号(二)中「親族以外の者の同居等」を「特別県営住宅の一部の他の用途への利用」に改め、同号(二)中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ハ 第九条の二第一項の規定による同居の承認

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び第二条中別表第二土木事務所長の項の改正規定は、平成六年九月一日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第五十一号**

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三千六百六十円」を「三千七百十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千二百七十円」を「三千三百二十円」に改める。

第七条第二項中「九千九百円」を「一万二百円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成六年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第五十二号**

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万七千五百円」を「一万八千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第五条中「第七号様式」を「様式第七号」に改める。

第六条の二を第六条の四とし、第六条の次に次の二条を加える。

(同居の承認)

第六条の二 入居者は、条例第九条の二の規定により同居の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第九条の二の規定による同居の承認は、同居しようとする者が入居者の親族(婚姻の届出をしないが、入居者又は同居親族と事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)で、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一 入居者の収入が条例第五条第二号に規定する収入基準を超えているとき、又は同居を承認することによりこれを超えることとなるとき。

二 同居を承認することにより住宅が著しく過密な状態となるとき。

三 入居者が、三月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。

四 その他同居を承認することにより県営住宅の管理に支障を来すおそれがあるとき。

3 知事は、条例第九条の二の規定により同居の承認をしたときは、県営住宅同居承認書(様式第十号の二)を申請者に交付するものとする。

(入居の承継の承認)

第六条の三 同居親族(条例第九条の二第一項の規定により同居の承認を受けた者を含む。以下同じ。)は、条例第九条の三の規定により入居の承継の承認を受けようとするときは、当該入居の承継の原因たる事実発生後速やかに県営住宅入居承継承認申請書(様式第十号の三)を知事に提出しなければならない。

2 条例第九条の三の規定による入居の承継の承認は、次の各号のいずれかに該当する同居親族に対して行うものとする。

一 入居者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 入居のとき、又は出生、婚姻若しくは養子縁組の事実発生のときから同居している者

三 その他条例第九条の二の規定により同居の承認を受けた者で、当該同居の承認を受けた住宅を生活の本拠としているもの

3 前項の規定にかかわらず、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第九条の三の規定による入居の承継の承認を行わないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一 承認を受けようとする同居親族に係る同居の期間が一年未満のとき。

二 承認を受けようとする同居親族の収入が条例第十九条の二第一項に規定する額を超えるとき。

三 入居者が、三月以上の家賃滞納、無断転貸等条例に定められた義務を遵守していないとき。

四 その他入居の承継を承認することにより県営住宅の管理に支障を来すおそれがあるとき。

4 知事は、条例第九条の三の規定により入居の承継の承認をしたときは、県営住宅入居承継承認書(様式第十号の四)を申請者に交付するものとする。

第七条第二項中「様式第十号の二」を「様式第十号の五」に、「様式第十号の三」を「様式第十号の六」に改める。

第八条第一項中「総収入額」を「収入額」に、「推定総収入額」を「推定収入額」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十三条の見出しを「(同居者の異動届)」に改め、同条中「自己又は」を「出生、死亡又は転出により」に、「県営住宅入居者等異動届」を「県営住宅同居者異動届」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

4 条例第十九条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による意見の申出は、収入基準超過決定に対する意見申出書(様式第二十五号の二)を知事に提出してしなければならない。

第十四条の二を次のように改める。

(高額所得者に対する通知等)

第十四条の二 条例第十九条の二第一項の規定による高額所得の決定の通知及び同条第二項において準用する条例第十八条第五項又は第七項の規定による高額所得の決定の更正は、それぞれ高額所得通知書(様式第二十六号)又は高額所得更正通知書(様式第二十六号の二)により行うものとする。

2 条例第十九条の二第二項において準用する条例第十八条第五項又は第七項の規定による意見の申出は、高額所得収入基準超過に対する意見申出書(様式第二十六号の三)を知事に提出してしなければならない。

第十四条の三中「様式第二十六号の二」を「様式第二十六号の四」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(検査員の証票)

第十六条の二 条例第二十三条第四項に規定する証票は、立入検査員証(様式第二十九号)とする。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条中「及び住宅管理人」を削る。

別表中「(第六条の二関係)」を「(第六条の四関係)」に改め、同表福守団地の項中「福守団地」を「福守第一団地」に改め、同項の次に次のように加える。

福守第二団地		第一種県営住宅	第二種県営住宅
一〇一号、一〇三号及び一〇四号の住宅	三	四二、四〇〇円	
一〇二号の住宅	一	三五、六〇〇円	
二〇一号、二〇三号、二〇四号、三〇一号、三〇三号及び三〇四号の住宅	六	四一、九〇〇円	
二〇二号及び三〇二号の住宅	二	三五、一〇〇円	
一〇五号から一〇八号までの住宅	四	三三、九〇〇円	
二〇五号から二〇八号まで及び三〇五号から三〇八号までの住宅	八	三三、四〇〇円	

別表手間第二団地の項中「八」を「一〇」に改める。

様式第一号中「様式第一号(第二条関係)」を「様式第一号(第二条関係)」に改める。

様式第二号中「様式第二号(第二条関係)」を「様式第二号(第二条関係)」に改める。

様式第三号から様式第十号までを次のように改める。



様式第3号 (第2条関係)

県営住宅変更入居申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり入居変更したいので、申し込みます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

申込者

氏 名

(電話

団地第

号

⑤)

記

希 望 地 域	希望団地名	
希 望 種 別	住 戸 型 式	
入 居 交 更 理		
入居者・同居者氏名	統 柄	生年月日
	入居者本人	
		職業 (勤務先)
		年間収入

様式第4号 (第2条関係)

県営住宅入居替申込書

職 氏 名 殿

下記の理由により相互に入れ替わることが双方の利益となるので、県営住宅の入居替えを申し込みます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

申込者

氏 名

(電話

団地第

号

⑤)

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

申込者

氏 名

(電話

号

⑤)

記

入居替えの理由

様式第5号(第2条関係)

県 営 住 宅 公 開 抽 選 通 知 書

受 第 号

殿

年 月 日付で申込みされた県営住宅の公開抽選を下記のとおり行  
いますので、本通知書を持参の上、出席してください。  
なお、当日あなた又は代理の方が受付時間までに出席されない場合は、抽選の権利  
を放棄したものとみなしますので、あらかじめ御了解ください。

年 月 日

職 氏 名 印

記

抽 選 年 月 日	年 月 日
抽 選 受 付 時 間	時 分 から 時 分 から
抽 選 時 間	時 分 から
抽 選 場 所	(電話 )

様式第6号(第4条関係)

県 営 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

受 第 号

殿

年 月 日付で申込みされた県営住宅については、下記のとおり入  
居を決定したので通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

住宅の所在	
住 宅 名	県営住宅 団地第 号
家 賃	円
敷 金	円 (家賃3か月分)
入居可能日	年 月 日
同 居 者	県営住宅入居申込書に記載の者 人
条 件	<p>1 入居する前日までに敷金を納付し、請書を提出すること。 なお、期日までに請書の提出がない場合は、入居の決定を取り消す 場合がありますので、あらかじめ御了解ください。</p> <p>2 公営住宅法(昭和26年法律第193号)、公営住宅法施行令(昭和26年 政令第240号)、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年 12月鳥取県条例第49号)及び鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条 例施行規則(昭和37年12月鳥取県規則第70号)の規定並びにこれらに 基づく指示を遵守すること。</p>

様式第7号 (第5条関係)

収入印紙

請書

職氏名 股

年 月 日 付受 第

号により下記県営住宅の入居の決定を受けたので、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することを連帯保証人と連署の上、お請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務について連帯してその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所氏名

連帯保証人 住所氏名

連帯保証人 住所氏名

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 入居者 1 印鑑証明書

連帯保証人 1 印鑑証明書

2 住民票

3 収入を証明する書類

別記

1 家賃及び割増賃料について

(1) 家賃は鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年12月鳥取県条例第49号。以下「条例」という。)第9条の4の規定により定められた額(月額)とし、入居の日から退居の日まで毎月分を毎月末日までに知事の発行する納入通知書により納付する。ただし、1月に満たない家賃は日割計算による。

(2) 県営住宅に入居後3年を経過し、収入基準超過があると決定され当該住宅を明け渡すことができないときは、条例第21条第2項の規定による割増賃料を家賃に準じて納付する。

(3) 物価の変動、県営住宅相互間の家賃の不均衡是正、住宅に改良を加えた場合等において、県営住宅の家賃を変更されても異議のないものとする。

2 入居者の費用負担について

次の場合の費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設の使用に要する費用

(4) 障子及びぶすまの張替え、ガラスのはめ替え、畳、建具等の修繕に要する費用

(5) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(6) 模様替又は増築した場合の原状回復又は撤去に要する費用

(7) 入居者の責に帰すべき事由による県営住宅、共同施設等の修繕に要する費用

(8) その他住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居の親族は当該県営住宅の使用に当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか、次の行為を行つてはならない。ただし、(1)(2)(6)(7)については、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 入居時に入居を認められた親族以外の者を同居させること。

(2) 入居者が同居親族を残して死亡し、又は退居した場合、同居の親族が引き続き

<p>入居すること。</p> <p>(3) 県営住宅を引き続き15日以上使用しないにもかかわらず知事に届出をしないこと。</p> <p>(4) 周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をすること。</p> <p>(5) 県営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡すること。</p> <p>(6) 県営住宅を住宅以外の用途に使用すること。</p> <p>(7) 県営住宅を模様替えし、又は増築すること。</p> <p>4 住宅の明渡しについて</p> <p>知事は、次の各項の一に該当する場合は、入居者又は同居の親族に対して県営住宅の明渡しを請求することができる。その場合、入居者又は同居の親族は、知事が指定する期日までに当該県営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>(1) 不正の行為により入居したとき。</p> <p>(2) 家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅を使用しないとき。</p> <p>(4) 3の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 県営住宅に引き続き5年以上入居し、収入の額が2年間引き続いて33万9千円を超えたとき。</p> <p>(6) 県営住宅建替事業の施行に伴い県営住宅を除却するとき。</p> <p>5 県営住宅の退居について</p> <p>県営住宅を明け渡そうとするときは、その5日前までに知事に届け出て、検査を受けなければならない。この場合、2に定める費用をすべて精算するほか増築等を行ったときは、検査までに原状回復又は撤去を行うこと。</p> <p>6 敷金の還付について</p> <p>県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</p> <p>7 賠償その他について</p>	<p>(1) 入居者は次の処分を受けても異議ないものとする。</p> <p>ア 4の各項に該当する者が知事の指定した期日までに住宅を明け渡さないときの損害賠償</p> <p>イ 県営住宅を無断で使用し、又は転貸したときの過料</p> <p>ウ 詐欺その他不正の行為により、家賃又は割増賃料の全部若しくは一部の徴収を免れたときの過料</p> <p>(2) 県営住宅の入居者は入居してから引き続き3年を経過した場合過去1年分の収入状況の報告を行わなければならない。</p> <p>8 その他</p> <p>1から7までに定めるもののほか条例、公営住宅法(昭和26年法律第193号)、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年12月鳥取県規則第70号)等の関係法令の請規定を遵守するものとする。</p>
---	---

様式第8号(第6条関係)

県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

職 氏 名 殿

年 月 日付けで提出した請書の連帯保証人を変更したいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者

氏 名

(電話

記

団地第 号

印

様式第9号(第6条関係)

入居者 氏名 変更 届  
県営住宅 連帯保証人 住所

職 氏 名 殿

下記のとおり 入居者の氏名が変更になりましたので、届け出ます。  
連帯保証人の住所

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者

氏 名

(電話

記

号

印

変更理由			
変更時期			
旧連帯保証人	住 所		
	氏 名		
新連帯保証人	私は、連帯保証人となるに際し、請書別記を熟読し、旧連帯保証人が入居者のため貴県に対し負担しているすべての連帯保証債務及び今後の入居者のすべての債務について連帯保証を引き受けます。		
	住 所		
	氏 名		
	入居者との関係		

添付書類 新連帯保証人の印鑑証明書、住民票及び収入を証明する書類

変更事項	入居者・連帯保証人の住所・氏名		
変更前			
変更後			
変更年月日	年	月	日
備考			

添付書類 変更を証明する書類

様式第10号 (第6条の2関係)

県 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

職 氏 名 殿

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号   -

住 所

申請者

氏 名

(電話

)

団地第

号

印

記

新たに同居させようとする者						
氏 名	続柄	年齢	現 住 所	職 業 (勤務先)	収 入	
現在同居している者						
氏 名	続柄	年齢	現 住 所	職 業 (勤務先)	収 入	
同居の理由						
同居の期間			年 月 日から	年 月 日まで		

- 添付書類
- 1 新たに同居させようとする者との続柄を証明する書類
  - 2 新たに同居させようとする者の収入を証明する書類

様式第10号の2「様式第10号の2(第7条関係)」と「様式第10号の5(第7条関係)」の「住宅管理課所名」及び「住宅管理所名」の「口座振替開始日」年 月 日から」及び「口座振替開始時期」年 月 月末から」及び「〇〇〇〇」及び「〇〇〇」。

預金の種別	口座番号	(ふりがな) 義	取引印
普通預金			
当座預金			

取扱金融機関名	支店名	口座番号	(ふりがな) 義	取引印
		普通預金		
		当座預金		

「取扱金融機関名」「鳥取土木事務所」及び「鳥取県鳥取土木事務所」及び「倉吉土木事務所」及び「鳥取県倉吉土木事務所」及び「米子土木事務所」及び「鳥取県米子土木事務所」の「〇〇」を「〇〇」の欄に記入する。

また、入居中途に口座振替を依頼する場合は、納入通知書を依頼先金融機関に提出すること。

様式第10号の2「〇〇」及び様式第10号の5「〇〇」の欄に「〇〇」の欄に記入する。

様式第10号の2（第6条の2関係）

県 営 住 宅 同 居 承 認 書

受 第 号

殿

年 月 日付けで申請のあつた新たな者の県営住宅への同居については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の2第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏 名 印

記

1 新たに同居を認める者

氏 名	続柄	年齢	現 住 所	職 業 (勤務先)

2 同居の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 条 件

- (1) 上記2の同居の期間を厳守すること。
- (2) 同居者が退去するときはその旨を届け出ること。
- (3) 入居者が退去するときは同居者も同時に退去すること。ただし、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3の規定により入居の承継の承認を受けたときは、この限りでない。

様式第10号の3（第6条の3関係）

県 営 住 宅 入 居 承 継 承 認 申 請 書

職 氏 名 殿

下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 団地第 号

申請者 氏 名 (電話 ) 印

記

現入居者（名義人）氏名

現入居者（名義人）との関係

承継の理由

引き続き入居を希望する者

申請者・同居者氏名	続 柄	生年月日	職 業 (勤務先)	収 入
申請者本人				

添付書類

- 1 入居者（名義人）と申請者の関係を証明する書類
- 2 承継の原因たる事実を証明する書類
- 3 申請者及び引き続き入居する者の収入を証明する書類

様式第10号の4 (第6条の3関係)

県 営 住 宅 入 居 承 継 承 認 書

受 第 号

殿

年 月 日付けで申請のあつた入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏 名 印

記

住 宅 名	団地第 号				
入居承継者氏名	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考	
同 居 親 族					
条 件	1 年 月 日までに請書を知事に提出すること。				
	なお、期日までに請書の提出がない場合は、入居の承継を取り消すことがありますので、あらかじめ御了解ください。 2 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及びこれに基づく指示を遵守すること。				

様式第十号の五の次に次の様式を加える。

様式第10号の6 (第7条関係)

県営住宅家賃等納入通知書送付依頼書

年 月 日

納入通知書送付先金融機関名

田 地 名	住 宅 番 号
(ふりがな) 入 居 者	(電話 )

口座振替開始時期 年 月 末から

県営住宅の家賃等の納付について、口座振替の方法によって納付をしたいので、私あてに送付される納入通知書は、下記の金融機関あて送付してください。

職 氏 名 殿

取 扱 金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 番 号	(ふりがな) 口 座 名 義
		普通預金	
		当座預金	

備考 この依頼書は、県営住宅家賃等口座振替依頼書を提出した金融機関の承諾を受けた後提出してください。



様式第十一号から様式第二十二号までを次のように改める。

様式第十一号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃 (割増賃料) 減額 (免除) 申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり県営住宅の家賃 (割増賃料) の減額 (免除) を受けたいため、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名 団地第 号

(電話 ( 印 )

記

新規・継続の別	新規	継続
家賃 (割増賃料) の額	家賃 割増賃料 月額	円
減額 (免除) の希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	円
減額の希望額		
減額 (免除) を受けようとする理由		

備考 「減額の希望額」欄は、第8条第1項第3号に該当する者に限り、記入すること。

添付書類 1 入居者及び同居の親族の収入を証明する書類

2 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類

- (1) 生活保護受給者の場合 福祉事務所等の証明書
  - (2) 疾病の場合 医師の診断書及び治療費の見積り又は領収書の写し
  - (3) 災害による場合 関係官庁の災害証明書
- 3 その他申請の理由を証明する書類

様式第十二号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃 (敷金・割増賃料) 徴収猶予申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり県営住宅の家賃 (敷金・割増賃料) の徴収の猶予を受けたため、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名 団地第 号

(電話 ( 印 )

記

家賃 (敷金・割増賃料) の最終納入年月	敷金 家賃 割増賃料	円 (月額)	円 (月額)
年 月 日から 年 月 日まで	円 (月額)	円 (月額)	円
徴収の猶予を受けようとする理由			
徴収猶予期間満了後の納付方法			

添付書類 1 入居者及び同居の親族の収入を証明する書類

2 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類

- (1) 生活保護受給者の場合 福祉事務所等の証明書
  - (2) 疾病の場合 医師の診断書及び治療費の見積り又は領収書の写し
  - (3) 災害による場合 関係官庁の災害証明書
- 3 その他申請の理由を証明する書類

様式第13号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃 (割増賃料) 減額 (免除) 通知書

受 第 号

殿

年 月 日付けで申請のあつた県営住宅の家賃 (割増賃料) の減額 (免除) については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

職 氏 名

印

記

減額 (免除) 後の家賃 (割増賃料) の額	家賃 割増賃料	円 (月額) 円 (月額)
減額 (免除) の期間	年 年 月 月 日から 日まで	
減額 (免除) の理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 減額 (免除) の期間内に減額 (免除) を受ける理由が消滅したときは、直ちに届け出ること。</li> <li>2 減額 (免除) 期間満了後も引き続き減額 (免除) を受けようとする場合は、期間満了の1月前までに所定の様式により申請すること。</li> <li>3 当該減額決定後家賃が変更された場合は、改定後の家賃を基準として改めて減額後の家賃 (割増賃料) を決定すること。</li> </ol>	
条 件		

様式第14号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃 (敷金・割増賃料) 徴収猶予通知書

受 第 号

殿

年 月 日付けで申請のあつた県営住宅の家賃 (敷金・割増賃料) の徴収の猶予については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

職 氏 名

印

記

徴収猶予の期間	年 年 月 月 日から 日まで	
徴収を猶予する額	敷金 家賃 割増賃料	円 ( 月分) 円 ( 月分) 円 ( 月分)
猶予期間満了後の納付方法		
条 件	徴収の猶予の期間内に徴収の猶予を受けける理由が消滅したときは、直ちに届け出ること。	

様式第15号 (第9条関係)

県 営 住 宅 使 用 中 断 届

職 氏 名 殿

下記のとおり県営住宅の使用を一時中断しますので、届け出ます。  
なお、使用しない期間の住宅の管理については、一切その責任を負います。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

申請者

氏 名

(電話 )

団地第 号



記

使用しない期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
理 由	
入居者及び同居人の滞在場所	(電話 )
使用しない期間中の住宅の管理方法	

様式第16号及び様式第17号 削除

様式第18号 (第11条関係)

県営住宅一部用途変更承認申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者

氏 名

(電話 )

印

記

住宅の構造等 変更しようとする 用途	建造、階、間 (帖 帖 帖 帖)
用途変更する部分	(略図を添付すること。)
用途変更の期間	年 月 日から 年 月 日まで
用途変更の理由	

様式第19号 (第11条関係)

県営住宅一部用途変更承認書

受 第 号

殿

年 月 日付けで申請のあつた県営住宅の一部を用途変更することについては、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏 名

印

記

承認する用途	
用途変更する部分	
用途変更の期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 承認した用途以外に変更しないこと。</li> <li>2 県営住宅の模様替え、増築その他の工作を加えようとするときは、別途の承認申請書を提出して事前に承認を得ること。</li> <li>3 県営住宅の管理上用途変更の内容について指示をした場合は、その指示に従うこと。</li> <li>4 県営住宅の管理上当該承認を取り消した場合、直ちに用途の変更使用を停止すること。</li> <li>5 上記3又は4の措置の結果生じた損害については、補償しないこと。</li> </ol>

様式第20号 (第12条関係)

県 営 住 宅 模 様 替 え 承 認 申 請 書  
増 築

職 氏 名 殿

模 様 替 え 申 請 書  
下 記 の と お り 県 営 住 宅 を 増 築 し た い の で、 申 請 し ま す。

な お、 指 示 が あ つ た 場 合 又 は 住 宅 を 退 居 す る と き は、 自 己 の 費 用 で 直 ち に 原 状 回 復  
又 は 撤 去 す る こ と を 誓 約 し ま す。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申 請 者

氏 名

( 電 話 )

団 地 第

号

印

記

模 様 替 え の 内 容 ( 規 模 及 び 構 造 )	
模 様 替 え の 理 由	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

- 添 付 図 書
- 1 平 面 図、 配 置 図、 立 面 図 等 模 様 替 え ( 増 築 ) の 内 容 を 示 す 図 面
  - 2 瞬 間 湯 沸 器 等 を 設 置 す る 場 合 は カ タ ロ グ ( 仕 様 書 記 載 の も の )
  - 3 増 築 を 行 う 場 合 は 近 隣 入 居 者 の 同 意 書
  - 4 そ の 他 工 事 の 概 要 を 示 す 図 書

様式第21号 (第12条関係)

県 営 住 宅 模 様 替 え 承 認 書  
増 築

受 第 号

殿

年 月 日 付 け で 申 請 の あ つ た 県 営 住 宅 の 模 様 替 え に つ い て は、 鳥 取 県  
営 住 宅 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 下 記 の と お り 承 認 す  
る。

年 月 日

職 氏 名

印

記

模 様 替 え の 内 容 増 築	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 模 様 替 え ( 増 築 ) は、 承 認 さ れ た 内 容 以 外 の 施 工 を し て は な ら ない。</li> <li>2 建 物 ( 附 属 設 備 を 含 む。 ) 又 は 工 作 物 を 破 損 し た 場 合 は、 申 請 者 の 費 用 で 直 ち に 原 状 回 復 す る こ と。</li> <li>3 県 営 住 宅 の 管 理 上 指 示 し た 場 合 又 は 住 宅 を 退 居 す る 場 合 は、 申 請 者 の 費 用 で 直 ち に 原 状 回 復 又 は 撤 去 す る こ と。</li> <li>4 工 事 が 完 了 し た と き は、 直 ち に 届 け 出 て、 検 査 を 受 け る こ と。</li> </ol>

様式第22号 (第13条関係)

県 営 住 宅 同 居 者 異 動 届

職 氏 名 股

下記のとおり世帯に異動があつたので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者

氏 名

(電話

団地第

号

印)

記

異 動 者 氏 名	続 柄	異動の内容	異 動 年 月 日	転 出 先

様式第二十三号(第十四条関係)や「様式第23号(第十四条関係)」並びに「同条例第1項の規定により通知します。」「同条例第1項の規定により通知します。」

このため、あなたは同条例第20条の規定により現在入居中の県営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。引き続きいて入居する場合は、従来の家賃に加えて、次の割増賃料を納入していただきますので御了解ください。

様式第二十四号「様式第二十四号(第十四条関係)」や「様式第24号(第十四条関係)」並びに「様式第二十五号(第十四条関係)」や「様式第25号(第十四条関係)」並びに「様式第二十五号の次に次の様式を加える。」

様式第25号の2 (第14条関係)

収入基準超過決定に対する意見申出書

職 氏 名 殿  
年 月 日付受 第 号で通知のあった収入基準超過については、  
その決定を更正していただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申出者

氏 名

団地第

号

(電話

)

記

収入の変動者等の氏名	続柄	生年月日	理 由	変動又は該当した日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類

- (1) 退職又は休職による場合 雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の証明書
  - (2) 出生、死亡、転出、転入、老年者又は老人扶養による場合 住民票
  - (3) 寡婦による場合 戸籍謄本
  - (4) 障害者の場合 障害者手帳の写し
- 2 その他収入を証明する書類又は収入状況の変動の事実を証明する書類

様式第二十六号甲

「あなたの収入は、次のとおり鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の収入を超えているので、同条第1項の規定により通知します。」

「あなたの収入は、次のとおり鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例第19条の2第1項の収入を超えているので、同項の規定により通知します。

このため、同条例第21条の2第1項の規定により、あなたに対して県管住宅の明渡しを請求することとなりますので、あらかじめ御承知ください。」

様式第二十六号の二を次のように改める。

様式第26号の2 (第14条の2関係)

高 額 所 得 更 生 通 知 書  
 第 種 団 地 第 号 殿

年 月 日付けで意見の申出のあつた高額所得収入基準超過については、  
 次のとおり更生を決定したので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条の  
 2第3項において準用する同条例第19条第5項(第7項)の規定により通知します。

職 氏 名 号 印

年次	入居者及び同居親族の氏名	年間所得金額(A) 円	公営住宅法の施行令第6条の3第2項の控除 円	公営住宅法第3項の控除の事由	令施行控除の控除額(C) 円	収入月額 円	
						(A)-(B)-(C) 12	所得者額
一				老人扶養親族等 障害者 特別障害者 老人 寡婦又は寡夫		円	高収入所得者額
計				同居親族等 老人扶養親族等 特定扶養親族 障害者 特別障害者 老人 寡婦又は寡夫		円	高収入所得者額
二							
計							
摘要							

様式第二十六号の二の次に次の二様式を加える。

様式第26号の3 (第14条の2関係)

高額所得収入基準超過決定に対する意見申出書

職 氏 名 号 殿

年 月 日付受 第 号で通知のあつた高額所得収入基準超過につ  
 いては、その決定を更正していただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□  
 住 所

申 出 者 氏 名 号 印

(電話 )

記

収入の変動者等 の氏名	続柄	生年月日	理由	変動した は日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

添付書類 1 次の場合に及び、それぞれに掲げる書類

- (1) 退職又は休職による場合 雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の証明書
  - (2) 出生、死亡、転出、転入、老年者又は老人扶養による場合 住民票
  - (3) 寡婦による場合 戸籍謄本
  - (4) 障害者の場合 障害者手帳の写し
- 2 その他収入を証明する書類又は収入状況の変動の事実を証明する書類



様式第26号の4 (第14条の3関係)

高額所得者明渡期限延長申出書

職 氏 名 殿

年 月 日付発 第 号により県管住宅の明渡し請求を受けましたが、明渡し期限を延長していただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申出者

氏 名

(電話

団地第

号

印

記

明 渡 し 期 限	年 月 日
明渡し延長希望期限	年 月 日
申 出 の 理 由	

添付書類 申出の理由を証明する書類

様式第二十七号及び様式第二十八号を次のように改める。

様式第27号 (第15条関係)

住 宅 あ つ せ ん 願 書

職 氏 名 殿

年 月 日付受 第 号で収入基準超過の決定を受けましたので、下記のとおり住宅のあつせんをお願いします。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者

氏 名

(電話

団地第

号

印

記

希 望 地	
希望する住宅の程度	
その他希望事項	

様式第28号 (第16条関係)

県 営 住 宅 退 居 届

職 氏 名 殿

下記のとおり県営住宅を退居しますので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申出者

氏 名

団地第

号

(電話

)

印

記

退居年月日	年	月	日
退居理由			
転居先	(電話 )		
未納家賃(退居月分を除く。)に対する措置			
模様替え・増築等に対する措置			
料金使用料	電	力	ガ
			ス
			水
			道
支払状況			
関係係員等の印			
参考事項			

様式第二十八号の次に次の様式を加える。

様式第29号 (第16条の2関係)

(表)

第 号  
立 入 検 査 員 証

所 属  
職 名  
氏 名

上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項又は第3項の規定により、県営住宅の検査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

鳥取県知事

印

(裏)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 (抜すい)

(住宅の検査)

- 第23条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、その5日前までに知事に届け出て住宅の検査を受けなければならない。
- 2 入居者が第18条第1項ただし書の規定により模様替え、増築等を行ったときは、前項の検査のときまでに原状回復又は撤去を行わなければならない。
- 3 知事は、第1項に定めるときのほか、管理上必要あるときは、県営住宅の検査を行うことができる。
- 4 第1項及び前項の検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県特別県営住宅管理規則(昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条から第六条」を「第三条から第六条の三」に、「第九条から第十三条まで、第十六条、第十七条第三項、第十八条」を「第九条、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十六条の二、第十七条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成六年九月一日から施行する。